

奨学金制度のお知らせ

町では、町内に居住する方の子弟で経済的な理由で修学が困難な方に、その学費の一部を無利子でお貸しする「奨学金制度」を設けています。

■ 問合せ先・申込先

八峰町教育委員会 学校教育課 (ファガス) TEL 77-2816

八峰町奨学金制度

受付期間：3月1日～3月30日 資料請求：2月10日～

■ 募集人数と奨学貸与額

	貸与月額	募集人数
高等学校の部	20,000円以内	15名以内
高等専門学校の部	40,000円以内	
大学 (短期大学・専修学校含む)	40,000円以内	

※奨学金は4月、7月、10月、1月の四半期ごとに貸与します。

■ 申請手続きに必要な書類

- ・住民票
- ・奨学金貸与申請書 (教育委員会所定のもの)
- ・学校長の推薦書 (教育委員会所定のもの)
- ・家庭状況書 (教育委員会所定のもの)
- ・学業成績証明書 (学校所定のもの)
- ・合格通知書の写し

■ 資料請求先 八峰町教育委員会 学校教育課 (ファガス) TEL 77-2816
八峰町公民館 (峰栄館) TEL 76-2323

能代市ふるさと人材育成・定住促進奨学金制度

受付期間：3月1日～3月30日 資料請求：2月10日～

■ 募集人員及び貸与額

	募集人数	貸与月額
大学 (志願者または在学生、短期大学・専修学校、大学院含む)	2人	45,000円以内

■ 申請手続きに必要な書類

- ・奨学金貸与申請書
- ・学校長の推薦書 (在籍または最終出身校)
- ・学業成績証明書 (在籍または最終出身校)
- ・合格通知書の写し又は在学証明書
- ・小論文 (将来の能代山本地域のリーダーとしての希望や地域での活躍等)
- ・所得証明書 (生計を一にする者を含む)

■ 奨学金の併用及び併願について

各市町村で既に実施している奨学金との併用は不可としますが、新規申し込みにあたっての併願は可能とします。ただし、他の機関で実施する奨学金制度との併用を妨げるものではありません。

■ 資料請求先 八峰町教育委員会 学校教育課 (ファガス) TEL 77-2816

秋田名物 ◆秋田を込めておの人に贈る◆

きりたんぽセット

地方発送受け付けます

レストラン 峰
TEL 76-2529
FAX 76-3156
八峰町峰浜田中土大土17

4～5人前 **ご予約受付中!** 発送期間 10月～2月未まで

■送料クール・消費税込み 6,600円 (東北・関東方面) ■送料クール・消費税込み 3人前 5,500円 (東北・関東方面)

■送料クール・消費税込み 7,000円 (上記以外) より

おうちのお米がおいしいパンに

New GOPAN 登場!!

試食できます!

Panasonic **ポロト** シロキ

八峰町八森字中浜 TEL 77-2323・FAX 77-2324

八峰町定住奨励金事業のお知らせ

町への定住促進として平成22年1月4日以降に住居登録されたUターン者 (※1)・Iターン者 (※2) へ、八峰町定住奨励金事業を行っております。

住宅の取得・改装等に関する定住用住宅取得等助成金と、町民として末永くお過ごしいただける方に向けた定住奨励金と2通りの補助金があります。新たに町民となられた方は是非ご活用ください。

- ※1 Uターン者とは八峰町民であった者が町外に転出し5年以上町外で生活し、再び八峰町に住居登録して生活の基盤が八峰町にある者。
- ※2 Iターン者とは町外出身者であって、新たに八峰町に住居登録し生活の基盤が八峰町にある者。

なお、転勤等で一時的に住居登録を行った人、福祉施設等への入所を目的に住居登録を行った人、婚姻による住居登録を行った人、勉学のため転出し勉学の終了により再び住居登録をした人などは対象となりません。

定住用住宅取得等助成金

住居登録された日から1年以内に行う定住用住宅の新築、もしくは空き家を購入・借用し、当該物件の改修等に関する費用に対して50万円を上限として助成します。

なお、八峰町住宅リフォーム支援事業との併用はできません。

定住奨励金

平成22年1月4日以降に住居登録をして、1年以上八峰町に居住しているUターン者・Iターン者が対象となります。

単身で転入された方は15万円
世帯で転入された方は30万円の奨励金を交付します。

八峰町あきた結婚支援センター登録料助成事業のお知らせ

町では、町内に在住する独身男女の出会い・結婚に向けた取り組みを応援するため、あきた結婚支援センターが実施するマッチング事業に係る登録料1万円を助成いたします。希望者は県内3箇所にある結婚支援センターのいずれかで登録してください。

- ① 北センター 大館市字中町5 旧正札竹村ビル2階
- ② 中央センター 秋田市中通6-7-36 フォーラムアキタ1階
- ③ 南センター 横手市四日町6-8 横手市役所横手地域局内

(問合せは、各センター共通の専用ダイヤル **0822-880-0413**)

登録後、支援センターが発行する領収書並びに本人確認できる書類等をご用意して申請くださるようお願いいたします。

■ 問合せ・申請先 八峰町産業振興課 商工水産係 TEL 76-4605